

平成 30 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会御中

実務対応報告公開草案第 55 号(実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」等に対するコメント

公認会計士 國見 琢

実務対応報告公開草案第 55 号(実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」等に対して、以下の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

## 記

### 質問 2 に対するコメント

実務対応報告公開草案第 55 号に記載されている「本実務対応報告の考え方」の内容を見直した上で結論の背景を詳細に記述すべきである。

コメント募集文書に「修正項目として追加する項目の有無について、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行いました。」との記述があるが、これは実務対応報告公開草案第 55 号に記載されている「本実務対応報告の考え方」の内容と必ずしも整合していないように見受けられる。「本実務対応報告の考え方」の内容が現状に適合していないのであれば、これを見直すべきである。

また、本公開草案には具体的にどのような検討がなされたのかという結論の背景に関する記述が見当たらない。結論の背景に関する記述は、貴委員会における検討が「本実務対応報告の考え方」に沿って適切になされたかどうかを検討する上で非常に有用なものである。そのため、現状では利害関係者が本公開草案の適切性を検討するための材料が不足していると考えている。

特に、企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」において削除又は修正項目とされているノンリサイクリング処理のすべてが本公開草案において修正項目とされているわけではない点は、「本実務対応報告の考え方」に反しているように感じられる。そのため、この点についての説明が十分になされることを要望する。

以上